

吹田市システム等標準化方針

第5版

令和6年(2024年)5月15日

吹田市行政経営部デジタル政策室

版数	制定(改定)日	該当箇所	改定内容
初版	令和4年3月31日	-	-
第2版	令和4年7月15日	第5章 第8章 第9章	データ連携パターンを追記 新規追加 ガバメントクラウドの共通機能の動向注視について追記
第3版	令和5年5月25日	第4章 第6章 第8章 全般	20 業務の標準準拠システムの提供方法の調査を追記 文字同定作業について追記 標準化のデータ連携について修正 図表の番号更新、国や本市のスケジュール、対応パターン、対応状況を最新化
第4版	令和6年1月31日	第4章 第5章 第6章 第8章 第9章	レセプト管理システムを標準化対象外システムから標準化対象システムへ変更 標準準拠システムへの移行方式について追記 項番(4)から(10)を追記 項番(3)から(5)を追記 項番(3)を追記 ガバメントクラウド以外のクラウド利用に関する検討、DV情報の管理方法、ガバメントクラウド接続費、通信料、利用料の検討を追記
第5版	令和6年5月15日	全般 第5章	情報政策室からデジタル政策室への名称変更 (10) 住登外者宛名番号管理機能及び住登外者のDV管理について修正 (11) 統合運用業務について追加 現共通基盤、新共通基盤の内容修正 連携要件の版数を追記

目次

1.	本書の目的	4
2.	本市におけるシステム等標準化の位置づけ	5
3.	国におけるシステム標準化に向けた方針	6
(1)	自治体情報システムの標準化・共通化の目的	6
(2)	国の定める標準化・共通化の対象業務・取組方針	7
(3)	本市における標準化・共通化対応の検討状況	8
4.	システム等標準化対象システム	10
(1)	標準化・共通化の対象システムの特定	10
(2)	標準化・共通化の対象システムの棚卸調査	12
(3)	標準化・共通化の対象システム事業者へのヒアリング	14
(4)	標準準拠システムの提供方法調査	15
5.	システム等標準化方針	19
(1)	標準準拠システムへの移行方式	19
(2)	標準化対応によるシステム等への影響	19
(3)	システム等標準化対応の方針案	23
6.	システム等標準化に向けた作業内容	31
(1)	システム等標準化に向けた作業項目	32
(2)	業務プロセス見直しに向けた考え方	33
7.	システム等標準化に向けた実施体制	36
(1)	実施体制案	38

(2)	人材育成	41
8.	今後の共通基盤システムの在り方	42
(1)	現状整理と各システムの動向調査	42
(2)	標準化後のデータ連携	45
9.	その他検討事項	51
(1)	今後の検討事項	52

【別紙】

別紙1 システム棚卸調査の結果

- ① 業務システムの契約情報・所管部署情報
- ② 外部委託状況
- ③ 他システム連携一覧（標準化対象）
- ④ 他システム連携一覧（標準化対象外）
- ⑤ クライアント端末
- ⑥ 周辺機器

別紙2 事業者ヒアリングの結果

1. 本書の目的

システム等標準化方針（案）（以下「本方針」という。）は、自治体情報システムの標準化・共通化（吹田市では「システム等標準化」という。）に向け、国の定める標準仕様に準拠したシステム（以下、「標準準拠システム」という。）に移行するための方針を定めたものである。本方針で取扱う内容は、標準準拠システムへの移行が求められる吹田市（以下「本市」という。）が所有するシステム及び、システム等標準化に伴い影響を受けるシステム（以下「標準化対象外のシステム」という。）について、各システム所管室課の判断を超え、本市の共通方針として示すことが必要と考えられる事項とする。具体的には、①移行スケジュール、②作業内容及び、③実施体制となる。

①移行スケジュールについては、各システムは、システム間で相互に連携していることから、協調して移行することが求められ、各システム所管室課の合意のもと、コスト、職員の負荷軽減、各システムの標準準拠システムへの移行時期と依存関係にある共通基盤との関係性や、標準化対象外のシステムへの対応、ネットワーク及び回線等の構築についても整理し、最適な移行スケジュールを本市全体の方針とする必要があるため、本方針に含めた。

②作業内容については、国の定める標準仕様に合わせることを目的とするのではなく、本市の業務を抜本的に変えることを真の目的とするために、作業を進めていくうえでのポイントを共有することが必要であることから本方針に含めた。さらに、全庁的な進捗管理を行うことができるよう、軸となる作業項目を各所管室課間で揃えることが必要であることも本方針に含めた理由である。

最後に③実施体制については、各システム所管を跨ぐ方針立案や所管間での情報共有を行うために、全庁的な体制構築は欠かせないものと考え、本方針に含めた。

本書の目的は、各システム所管室課においては、本方針をもとに本市全体で協調して標準化・共通化に取り組めるようにすることにある。

2. 本市におけるシステム等標準化の位置づけ

本市は、持続可能な行政運営を実現するために標準化・共通化を含むデジタル・トランスフォーメーションを積極的に進めていく。自治体戦略 2040 構想研究会によると、日本の人口は 2008 年（1.28 億人）をピークに減少に転じ、2040 年頃には総人口が毎年 100 万人近く減少すると報告されている。一方で、高齢者人口は 2042 年（3,935 万人）にピークを迎えると予測されている。生産年齢人口の減少に伴い自治体の職員数が減少すれば、これまでと同じやり方で現状と同じレベルの行政サービスの提供は困難になる。特に、福祉分野では高齢化により行政サービス需要がさらに高まることが想定され、事態はより深刻である。この状況を乗り越えるためにデジタル・トランスフォーメーションは欠かせない。これまでの当たり前とされてきた紙・押印・対面といった業務の前提や非効率な業務運用を抜本的に変える手段として ICT を活用することが必要である。

そのうえで、本市ではシステム等標準化を国の施策として受け身で捉えるのではなく、業務を抜本的に見直すことのできる好機と位置づける。もちろん、業務の抜本的な見直しは、システム等標準化だけで成し得るものではなく、AI・RPAといった先端技術、表計算ソフトやデータベースソフトといった従前からある技術等の活用や、事務委託による業務の外部化なども合わせて成立するものであり、それらの活用を前提としてシステム等標準化に向け一体となった取組が必要である。この取組を全市的に進めていくためには、各システム所管室課が主体的にシステム等標準化に取組むことを前提にしつつも、所管を超え協調してプロジェクトを進めていく必要があり、そのベースラインとして本方針を策定した。

3. 国におけるシステム標準化に向けた方針

(1) 自治体情報システムの標準化・共通化の目的

国は、「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書【第 2.0 版】」（以下「手順書」という。）を令和 5 年 1 月 20 日に公開している。同手順書によると、現状、各自治体においては、情報システムのカスタマイズによって、人的・財政的負担が、かなりの部分で生じていると述べられている。また、それらのカスタマイズは、自治体がクラウドのような共通プラットフォーム上のサービスを利用する際の妨げになると述べられている。

国は、これらの情報システムの課題解決に、自治体情報システムの標準化・共通化の取組が大いに貢献するものと位置づけている。同手順書によると、自治体情報システムの標準化・共通化の取組効果として、主に次の 3 点が掲げられている。

① コスト削減・ベンダロックインの解消

標準準拠システムの利用により各自治体での個別開発がなくなり、人的・財政的負担の軽減が見込まれる。また、各ベンダのシステムは国の標準仕様に準拠するため、ベンダの切替が容易になると考えられる。

② 行政サービス・住民の利便性の向上

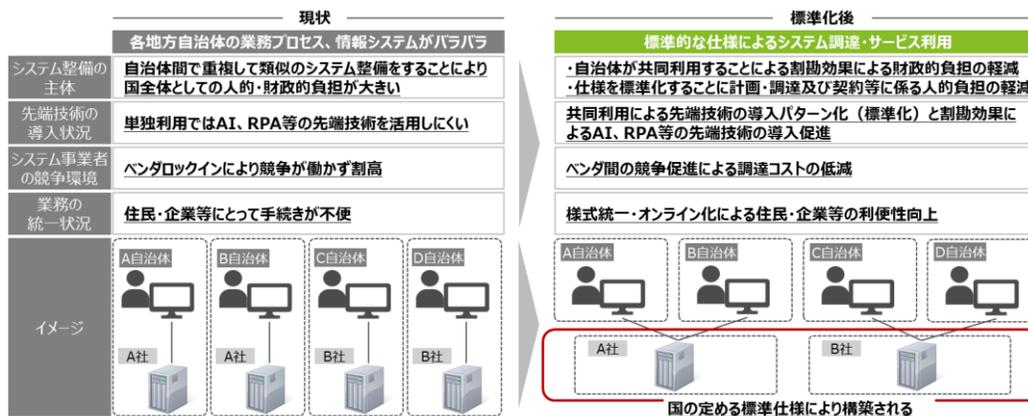
システム調達等の業務に従事していた職員を、企画立案や住民への直接的なサービス提供などの業務に振り向けることが可能となり、行政サービスの向上に寄与すると考えられる。

また、標準準拠システムとマイナポータルのぴったりサービスとの連携により、行政手続のオンライン化に寄与することで、さらに住民の利便性の向上に資すると考えられる。

③ 行政運用の効率化

標準化対象事務に係る業務フローを見直すことにより、行政運営の効率化に資することが期待される。また、システムの共同運用や A I ・ R P A 等のデジタル技術、外部人材等が、従来と比較して活用しやすくなることから行政運営の効率化に資することが期待される。

図表 01-自治体情報システム標準化・共通化の目的



(2) 国の定める標準化・共通化の対象業務・取組方針

国は、全ての自治体において標準準拠システムの利用を推進するために、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（以下「標準化法」という。）を令和3年5月12日に可決し、同年9月1日に施行した。

標準化法では、自治体情報システムの標準化の対象となる事務（住民基本台帳、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、就学、国民年金、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、障害者福祉、生活保護、健康管理、児童手当、児童扶養手当、子ども・子育て支援、印鑑登録、戸籍及び戸籍附票の20業務（令和4年3月1日時点））を政令で定めるとしている。

自治体情報システムの標準化の対象となる合計20業務について、国は「第1グループ」、「第2グループ」及びどちらにも属さない業務に分けて標準仕様の検討を行っている。

図表 02-自治体情報システムの標準化の対象業務

業務プロセス・情報システム標準化の検討対象業務(20業務)					
総務省	法務省	文部科学省	厚生労働省	内閣府及び厚生労働省	内閣府
住民記録	戸籍	就学	障害者福祉	子ども・子育て支援	児童手当
印鑑登録			介護保険		
固定資産税			国民健康保険		
個人住民税			国民年金		
法人住民税			後期高齢者医療		
軽自動車税			生活保護		
選挙人名簿管理			健康管理		
戸籍附票			児童扶養手当		

凡例

第1グループ

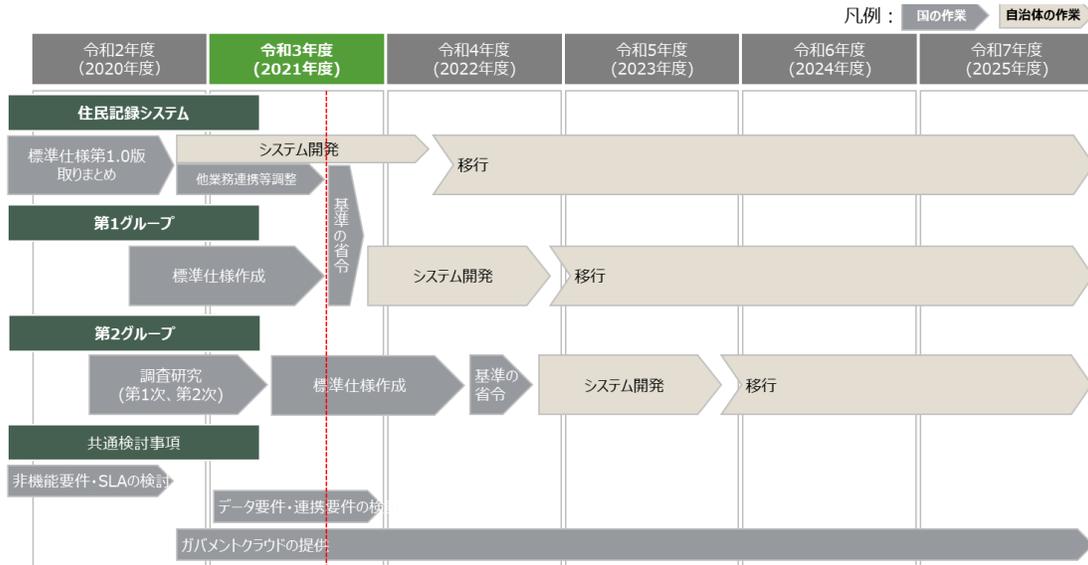
第2グループ

第1グループに属する業務は、令和3年8月に標準仕様書が公開され、第2グループに属する業務は、令和4年8月に標準仕様書が公開されている。第1グループ及び第2グループのどちらにも属さない住民記録、戸籍については令和2年に、印鑑登録については令和3年9月にそれぞれ標準仕様書が公開されている。

また、国は、各自治体に対して標準準拠システムの利用を義務付けるとともに、全国的なクラウド活用の環境（ガバメントクラウド）を整備し、各自治体はガバメントクラウドを活用して情報システムを利用するよう努めることとされている。

なお、標準準拠システムへの移行の目標時期は令和7年度までとされている。

図表 03-自治体情報システムの標準化に向けたスケジュール概要



(3) 本市における標準化・共通化対応の検討状況

本市では、令和7年度までの標準準拠システムへの移行に向けて、システム等標準化方針について検討を行った。

本方針の策定に先立って、先ず、本市における標準化・共通化の対象システムの現状調査を実施した。その後、調査結果を基に、本市の状況に適合した標準準拠システムへの移行方式やモデルスケジュールの策定等について分析・整理を実施した。

尚、本方針の示す範囲は、①住民情報系ネットワークに属する全てのシステム、②標準化対応事項としては、全庁的横断的な事項であって、業務ごとの固有の事項は含まないものとする。

図表 04-本方針の策定までの作業項目

フェーズ	作業項目	概要
調査	対象システムの特定	標準化・共通化の対象となる現行システムの特定
	対象システムの棚卸調査	標準化・共通化の対象となる現行システムの情報を調査
	システム事業者へのヒアリング	現行システム事業者へ標準化・共通化への対応方針をヒアリング
分析・整理	移行方式の整理	システム毎の移行方式のパターン整理

	マイルストンの整理	標準化方針に影響を与える要素のマイルストンの分析及び整理
	連携観点での移行パターンの整理	移行パターン毎のデータ連携への影響分析
	モデルスケジュール案の策定	分析・整理の結果を基に、本市におけるモデルスケジュールとなる案を策定

4. システム等標準化対象システムの調査

(1) 標準化・共通化の対象システムの特定

国は、令和7年度までの標準準拠システムへの移行のために、「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書」（以下「手順書」という。）を公開している。手順書において、各自治体で早期に実施することが望ましい作業として、「推進体制の立ち上げ」及び「現行システムの概要調査」を掲げている。これらの作業を実施するにあたり、国の定める標準化対象事務の処理に係る情報システムの特定が必要となる。国は、標準化対象事務を20業務としているが、必ずしも標準化対象事務と標準化対象システムが1対1になるとは限らない。さらに、標準化対象事務の20業務において、部分的にシステムではなくツールや手作業などで業務を実施している場合があると想定される。したがって、標準化対象事務の20業務に対して、本市が現在どのように業務を遂行しているのかについて事務詳細の調査を実施した。

図表 05-標準化対象事務の事務詳細の調査内容

調査対象	標準仕様書または機能要件の調査資料が公開されている業務 (住民記録、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、就学、介護保険、障害者福祉、児童手当、子ども・子育て支援)
調査方法	標準仕様書または機能要件の調査資料に記載された事務詳細に対する実施方法（システム名、ツール等）を所管室課職員で記入
実施期間	第1グループ：令和3年7月20日～令和3年8月6日 第2グループ(*)：令和3年10月19日～令和3年11月5日 (*)：機能要件の調査資料が公開されている児童手当、子ども・子育て支援のみ実施

図表 06- (参考) 標準化対象事務の事務詳細調査票のサンプル

項目	階層1	階層2	階層3	実施方法① ※市記人	実施方法②
1	介護保険	被保険者資格	住民情報異動に伴う資格異動	日立製作所/ADWORLD介護保険システム	ツール
2	介護保険	被保険者資格	被保険者証再交付	日立製作所/ADWORLD介護保険システム	ツール
3	介護保険	被保険者資格	自市町村住所特例者把握	日立製作所/ADWORLD介護保険システム	
4	介護保険	被保険者資格	他市町村住所特例者把握	日立製作所/ADWORLD介護保険システム	ツール
5	介護保険	被保険者資格	適用除外施設入所者把握	日立製作所/ADWORLD介護保険システム	
6	介護保険	保険料賦課	仮算定	実施していない	
7	介護保険	保険料賦課	仮徴収額変更	実施していない	
8	介護保険	保険料賦課	本算定	日立製作所/ADWORLD介護保険システム	
9	介護保険	保険料賦課	月割賦課	日立製作所/ADWORLD介護保険システム	ツール
10	介護保険	保険料賦課	口座振替依頼	日立製作所/ADWORLD介護保険システム	ツール
11	介護保険	保険料賦課	代理納付管理	実施していない	
12	介護保険	保険料賦課	減免・猶予管理	日立製作所/ADWORLD介護保険システム	ツール

調査した事務詳細の結果を図表 07 に示す。調査結果より、住民記録、固定資産税・個人住民税・法人住民税・軽自動車税（以下、「税 4 業務」という。）及び介護保険において複数システムで標準化対象事務を実施していることを把握した。これらのシステムを標準化対象システムとして、「現行システムの概要調査」及び「推進体制の立ち上げ」の対象とした。

尚、第 2 グループの標準化対象事務は、児童手当、子ども・子育て支援を除き、機能要件の調査資料が公開されていないことから事務詳細の調査は実施していないが、標準化対象事務毎の代表的なシステムは明確であったため、該当システムを「現行システムの概要調査」及び「推進体制の立ち上げ」の対象とした。

図表 07-標準化対象事務の業務システム一覧

業務システム	システム提供事業者	標準化対象事務																				
		住民記録	固定資産税	個人住民税	法人住民税	軽自動車税	介護保険	就学	障害者福祉	児童手当	子ども子育て	選挙人名簿管理	国民健康保険	国民年金	後期高齢者医療	生活保護	健康管理	児童扶養手当	戸籍	戸籍附票	印鑑登録	
MICJET 住民記録	富士通 Japan	●	●		●																	●
MICJET 住基 GW サーバ	富士通 Japan	●																				
MICJET 証明書自動交付	富士通 Japan	●																				
MICJET セキュリティログ WATCHER	富士通 Japan	●																				
DBplayer	富士通 Japan	●																				
MICJET 税務情報	富士通 Japan		●	●	●	●																
課税職人 Expert9	ダイショウ		●																			
ADWORLD 介護保険システム	日立システムズ						●															
ADWORLD 介護保険認定審査会支援システム	日立システムズ						●															
ADWORLD 国民健康保険資格システム	日立システムズ						●					●										
学齢簿・就学援助システム	日本ビジネスデータプロセッシングセンター								●													
Webrings	アイネス									●												

図表 09-システム等棚卸調査の調査項目

分類	調査項目	調査の目的
システム概要	システム名	-
	システム所管	推進体制構築に必要
	ユーザとなる係名	同上
	システム利用人数	調達仕様書の要件に必要
	契約事業者 (事業者名、契約期間、役割)	移行方式の選定や、事業者との 作業調整に必要
	システム概要（利用業務等）	-
外部委託状況	委託の種類	標準化に伴う委託内容変更の検 討に必要
	事業者名	
	契約期間	
	委託内容	
サーバ状況	サーバ設置場所	ネットワーク設計に必要
	サーバ台数	同上
アプリケーション	パッケージ名称	ベンダヒアリング結果より該当 ベンダの対応方針の把握が可能
	製造元事業者名	
他システム連携	連携システム名	標準準拠システムへの移行に伴 う連携先システムへの影響の特 定に必要
	連携先サーバ設置場所	
	連携データ項目	
	連携文字コード	
	連携方式	
	連携方向	
連携頻度		
クライアント端末	端末設置場所	標準準拠システムへの移行時に おける端末再調達の必要性の検 討に必要
	台数	
	OS	
	ブラウザ	

	ウィルス対策ソフト	
	Office（種類、エディション）	
周辺機器	機器の種類	標準準拠システムへの移行時における周辺機器再調達の一 の検討に必要
	製品名	
	メーカー	
	設置場所	
	用途	
	カラー、サイズ ※プリンタの場合	

システム毎に実施したシステム棚卸調査の結果は、「別紙 1. システム棚卸調査の結果」を参照のこと。

(3) 標準化・共通化の対象システム事業者へのヒアリング

各自治体において、標準化対象事務の 20 業務を標準準拠システムへ令和 7 年度中までに移行する必要があるため、移行に向けたモデルスケジュールを策定することが重要となる。モデルスケジュール策定のために、4 章(1)節で特定した標準化対象事務の 20 業務の処理に係る現行システムの保守事業者に対して、概算見積提供可能時期や標準準拠システムの提供時期等の標準化・共通化への対応方針についてヒアリング調査を実施した。

図表 10-現行システム事業者へのヒアリング調査内容

調査対象	標準化対象事務の 20 業務の処理に係る現行システムの保守事業者 (4 章(1)節で特定したシステムの保守事業者)
調査内容	標準化・共通化に対する方針 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 標準化・共通化への対応方法 ➤ 概算見積の提供可能時期 ➤ 標準準拠システムへの移行の想定スケジュール ➤ システム事業者が想定している本市の作業内容 等
実施期間	第 1 グループ：令和 3 年 8 月 16 日～令和 3 年 8 月 24 日 第 2 グループ：令和 3 年 11 月 22 日～令和 3 年 12 月 6 日

現行システム事業者へのヒアリングの結果は、「別紙 2. システム事業者へのヒアリング結果」を参照のこと。調査結果より、住民記録、税 4 業務が最短の令和 6 年 12 月末に標準準拠システムへの移行可能という回答が得られ、次いで、就学、子ども・子育て支援が令和 6 年度中に標準準拠システムへの移行（令和 7 年度当初稼働）可能という回答が得られた。その他の現行システム事業者からの回答は、令和 7 年度中ないし標準仕様書の公開後に詳細を回答という結果に留まっている。

現行システム事業者へのヒアリング結果は、本市における標準化・共通化に向けたスケジュールの策定や、移行方式等の検討に活用されるものである。

(4) 標準準拠システムの提供方法調査

標準化以降のシステムの全体構成を把握するために、標準化対象事務の 20 業務の標準準拠システムについて、システムの提供方法（オンプレミスまたはクラウド等）が重要となる。特に、標準準拠システムの構築場所により、現在の統合運用業務に大きく影響を与えることが想定される。4 章(1)節で特定した標準化対象事務の 20 業務の処理に係る現行システムの保守事業者に対して、標準準拠システムの提供方法について調査を実施した。

図表 11-現行システム事業者への標準準拠システムの提供方法調査内容

調査対象	標準化対象事務の 20 業務の処理に係る現行システムの保守事業者 （4 章(1)節で特定したシステムの保守事業者） ※但し、現行システムの保守事業者が撤退する「国民年金」及び「選挙人名簿管理」は対象外
調査内容	標準準拠システムの提供方法 <ul style="list-style-type: none"> ➤ クラウド提供方法（ガバメントクラウド/オンプレ等） ➤ ガバメントクラウドサービス（AWS/GCP 等） ➤ クラウド利用形態（SaaS/IaaS 等）
実施期間	令和 4 年 11 月 14 日～令和 4 年 11 月 30 日

標準準拠システムの提供方法の調査結果を図表 12 に示す。調査結果より、検討中と回答した戸籍及び戸籍附票、就学を除く全ての業務において、AWS（Amazon Web Service）のガバメントクラウドで標準準拠システムを提供予定である回答を得た。また、クラウドの利用形態は SaaS でサービス提供する場合と、IaaS 上に標準準拠システムを構築する場合にシステム事業者ごとに分かれる結果となった。

以上の調査より、AWS のマネージドサービスの利用により標準化後の統合運用業務の在り方を見直すとともに、標準化対象事務の 20 業務の所管室課は AWS への知見を深める必要がある。

図表 12-標準準拠システムの提供方法の調査結果

業務名	現行システム 保守事業者 (現行システム)	提供方法	ガバクラ 利用方式	ガバクラ サービス 名	クラウド利 用形態	現行シ ステム 保守契 約期限	パター ン
住民記 録、 印鑑登録	富士通 Japan (MICJET 住民記 録)	ガバメントク ラウド	共同利用 方式	AWS	SaaS でサ ービス提供	令和 6 年 3 月 ※契約 延長を 想定	A パタ ーン
税 4 業務	富士通 Japan (MICJET 税務情 報)	ガバメントク ラウド	共同利用 方式	AWS	SaaS でサ ービス提供	令和 6 年 3 月 ※契約 延長を 想定	A パタ ーン
固定資産 税	ダイショウ (課税職人 Expert9)	ガバメントク ラウド	共同利用 方式	AWS	SaaS でサ ービス提供	単年度 契約	A パタ ーン
子ども・ 子育て支 援	富士通 Japan (MICJEMISALIO 子育てソリューシ ョン)	ガバメントク ラウド	共同利用 方式	AWS	SaaS でサ ービス提供	単年度 契約	B パタ ーン
介護保険	日立システムズ (ADWORLD 介護 保険システム (ADWORLD 介護 保険認定審査会支 援システム)	ガバメントク ラウド	検討中	AWS (予定)	IaaS にシス テム構築 (市の方針 に沿って検 討)	令和 12 年 3 月	B パタ ーン

国民健康 保険	日立システムズ (ADWORLD 国民 健康保険資格シス テム)	ガバメントク ラウド	検討中	AWS (予定)	IaaS にシス テム構築 (詳細未 定)	令和 6 年 3 月	A パタ ーン
後期高齢 者医療	日立システムズ (ライフパートナ ー/K)	ガバメントク ラウド	検討中	AWS (予定)	IaaS にシス テム構築 (詳細未 定)	令和 7 年 1 月	A パタ ーン
戸籍、 戸籍附票	日立システムズ (ADWORLD 戸籍 総合システム)	ガバメントク ラウド	検討中	検討中	検討中	令和 7 年 11 月	A パタ ーン
障害者福 祉	アイネス (Webrings)	ガバメントク ラウド	共同利用 方式	AWS	SaaS でサ ービス提供	単年度 契約	B パタ ーン
児童手 当、 児童扶養 手当	両備システムズ (R-STAGE)	ガバメントク ラウド	検討中	AWS	SaaS でサ ービス提供	単年度 契約	B パタ ーン
健康管理	両備システムズ (健康かるて)	ガバメントク ラウド	検討中	AWS	SaaS でサ ービス提供	令和 6 年 6 月	B パタ ーン
生活保護	北日本コンピュー タ (ふれあい)	ガバメントク ラウド	検討中	AWS	SaaS でサ ービス提供	単年度 契約	A パタ ーン
就学	日本ビジネスプロ セシングセンター (学齢簿・就学 Webrings 援助シ ステム)	検討中	検討中	検討中	検討中	単年度 契約	A パタ ーン
国民年金	アイシーエス (INSIDE)	現行システム保守事業者が当該業務から 撤退予定のため調査対象外					
選挙人名 簿管理	富士通 Japan						

	(※MICJET 住民記録の選挙人名簿機能を利用)						
レセプト管理	法研 (レセプト情報管理システム)	ガバメントクラウド	検討中	AWS	SaaSでサービス提供	単年度契約	Bパターン

5. システム等標準化方針

(1) 標準準拠システムへの移行方式

標準準拠システムへの移行を行うにあたっては、現在のパッケージから他ベンダのパッケージを含めた別のパッケージに切替するパターン（以下「Aパターン」という。）と、現在利用しているパッケージを標準準拠システムにバージョンアップするパターン（以下「Bパターン」という。）に分類することができる。

図表 13-システム移行に係る自治体の類型

パターン	概要
Aパターン	ベンダ切替により標準化基準に適合するパッケージを利用するパターン
Bパターン	ベンダを切替えず標準化基準に適合するパッケージにバージョンアップするパターン

Aパターンとする場合は、令和7年度までにパッケージ等の保守期限を迎えたり、業務効率化などの観点から別のパッケージを検討したいという場合に選択することになる。一方、Bパターンは、令和8年度以降についても既に保守契約を結んでいる場合など、パッケージの切替が困難または必要性のない場合に選択することが想定される。最終的には各所管室課において、標準準拠システムの構築事業者の状況などを考慮しパターン選定を行うものとする。

調達パターンについて、今後デジタル政策室と契約検査室で庁内ルールの整合性を含め検討する。

「標準化・共通化の対象システムの棚卸調査」、「標準化・共通化の対象システム事業者へのヒアリング」及び各所管室課へのヒアリングにより、本方針では標準化対象システムを図表 12 記載とおりパターンを分類した。

(2) 標準化対応によるシステム等への影響

標準化・共通化に向けたスケジュールの策定にあたっては、「標準準拠システムへの移行方式」及び「標準化・共通化の対象システム事業者へのヒアリング」以外にも考慮しなければならない要素（変数）がある。具体的には、国が提供する標準仕様書の公開時期や、ガバメントクラウドと本市が別に調達する別環境間の連携方針などがこれにあたる。このように、スケジュールの策定にあたってマイルストーンに影響を与える要素（変数）を図表 15 に示す。

図表 15-移行スケジュールのマイルストーンに影響を与える要素（変数）

要素（変数）		状況	
外部要素	国の動向	標準仕様書（機能要件）改版	令和 5 年 3 月：20 業務の標準仕様書の改版
		標準仕様書（連携要件等）改版	令和 5 年 3 月：共通機能、データ要件・連携要件の標準仕様書の改版
		ガバメントクラウドの提供	令和 5 年度以降：ガバメントクラウド提供
	ベンダの概算見積提供	<p>【契約済み】</p> <p>住民記録・印鑑登録、税 4 業務</p> <p>【令和 6 年度予算として計上予定】</p> <p>戸籍、戸籍附票、国民健康保険、後期高齢支援、選挙人名簿管理、生活保護、介護保険、健康管理</p> <p>【令和 7 年度予算として計上予定】</p> <p>児童手当、児童扶養手当</p> <p>【計上未定】</p> <p>国民年金、学齢簿編製等・就学援助、子ども・子育て支援、障害者福祉</p>	
業務繁忙期	各業務所管室課へ繁忙期を確認予定		
内部要素	ガバメントクラウド-本市間の連携方針（連携方針、回線契約）	<ul style="list-style-type: none"> ・ガバメントクラウドと本市間の連携方針 →本方針で検討 ・ガバメントクラウドの利用に際し回線契約等の詳細情報 →今後の国からの情報を注視 	

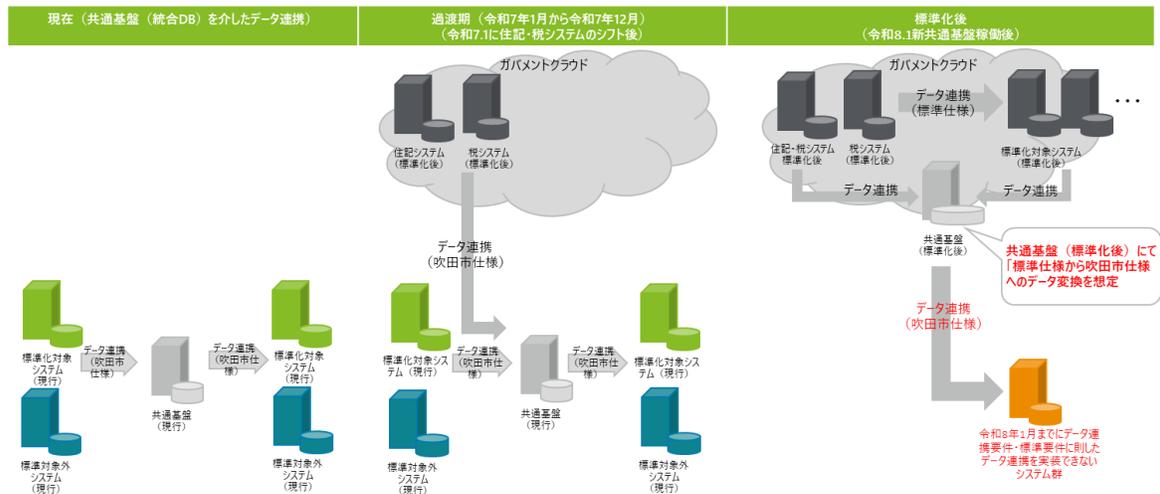
今後、国から提供される情報については、引続き国の動向を注視するものとする。一方で、現時点において本市で検討すべき要素（変数）として、ガバメントクラウドと本市が別に調達する別環境間のデータ連携の方針があげられる。「標準化・共通化の対象システムの棚卸調査」により、本市において以下のパターンでデータ連携を実現していることが分かっている。

図表 16-データ連携のパターン

連携パターン	共通基盤利用有無
①共通基盤の統合 DB を利用したデータ連携	共通基盤の利用あり
②共通基盤の共有フォルダでファイルの受け渡しによるデータ連携	
③共通基盤を利用・経由せず業務システム間で直接データ連携	共通基盤の利用なし

また、標準準拠システムへの移行後、標準準拠システム間のデータ連携は、連携要件の標準仕様に基づいてガバメントクラウド上で実施される。一方で、標準化されない本市独自のシステムは、連携要件の標準仕様に準拠していないため、ガバメントクラウドにリフトした標準準拠システムと本市別環境に移行する標準化対象外のシステムとのデータ連携について検討が必要となる。

図表 17-標準準拠システムへの移行前後のデータ連携



ガバメントクラウドにリフトした標準準拠システムと本市別環境の標準化対象外のシステムとのデータ連携は、以下の対応方法が想定される。

図表 18 標準準拠システムと標準化対象外システムの対応方法

対応方法	選定基準の例
(1)標準準拠システムと現行通りのデータ連携できるように共通基盤を改修	<ul style="list-style-type: none"> ・統合 DB を利用してデータ連携している ・業務上必要性が高いデータを連携し、連携頻度も多い
(2)標準準拠システムと標準仕様でデータ連携できるように業務システムを改修	<ul style="list-style-type: none"> ・共有フォルダ利用やシステム間で直接データ連携している ・業務上必要性が高いデータを連携し、連携頻度も多い

	・業務システムがパッケージ機能として標準準拠システムとのデータ連携に対応する
(3)連携データを EUC やデータベースから出力・加工し、手作業で連携	・業務上必要性が高いデータであるが、連携頻度が少ない
(4)データ連携せず必要時に対応検討（連携先システムで手入力等）	・業務上必要性が低いデータである（必要となる機会が少ないまたは無くても運用可能）

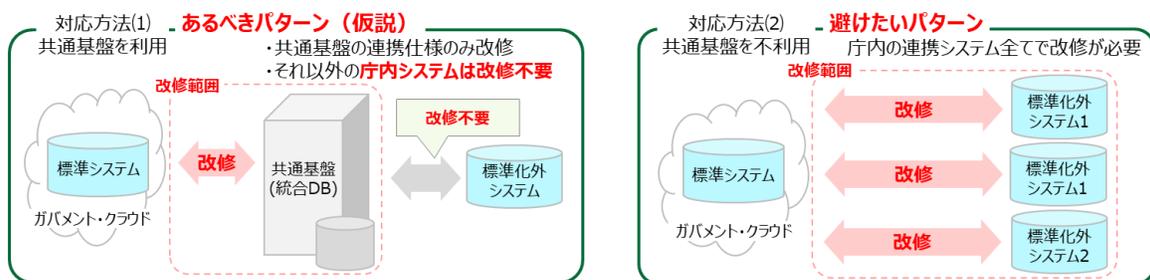
現状のデータ連携の多くは、共通基盤の統合 DB を利用した連携パターン①にてデータ連携を実現している。連携パターン①における標準準拠システムと本市別環境の標準化対象外のシステムとのデータ連携は、図表 18 の対応方法(1)及び(2)のどちらのパターンも考えられるため、望ましい対応方法を選定する必要がある。

対応方法(1)の場合、共通基盤において、ガバメントクラウドにリフトした標準準拠システムからの連携データを取り込むための改修が必要となるが、本市市内に残るシステムは、共通基盤の統合 DB から従来どおりの連携仕様でデータを取込めるため改修を必要としない。

対応方法(2)の場合、共通基盤を利用しないため、共通基盤の改修は発生しないが、ガバメントクラウドにリフトした標準準拠システムのデータを必要とする本市市内全システムの改修が必要となる。本市市内のシステムごとに重複した改修を必要とするため、対応方法(2)は避けたいパターンとした。しかし、標準化対象外のシステムがパッケージ機能として標準準拠システムとのデータ連携へ対応予定である場合、対応方法(2)は個別カスタマイズではなくパッケージ標準機能となるため問題はない。なお、標準準拠システムとのデータ連携は、データ要件・連携要件の標準仕様の各論 令和 5 年（2023 年）3 月 30 日に則して実施することとする。

したがって、既存の共通基盤保守事業者及び標準化対象外のシステムの保守事業者と意見交換を行いながら最終的な結論を導く必要がある。

図表 19-ガバメントクラウドと本市市内システムとの連携パターン



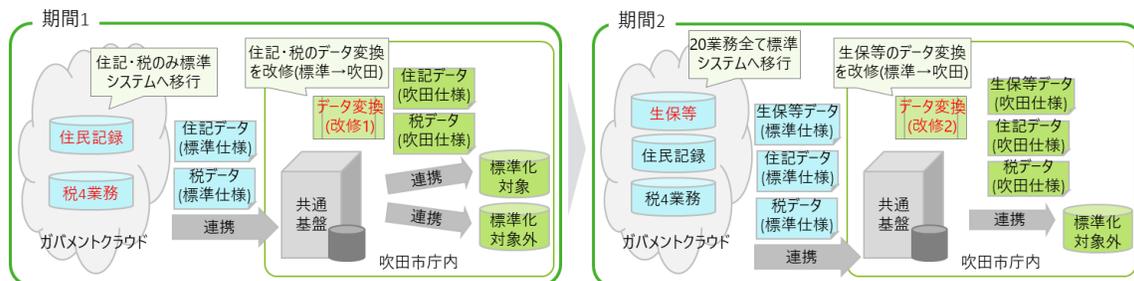
標準準拠システムへ移行する順序については、「住民記録」、「税 4 業務」のみ先行して標準準拠システムへ移行し、その後、「その他の業務」を標準準拠システムへ移行することとする。

なお、令和 7 年 12 月まで「その他の業務」及び「標準化対象外システム」とのデータ連携について、「住民記録」、「税 4 業務」が標準準拠システムへ移行する際に、「住民記録」、「税

4業務」の連携データを現行の仕様と変わらず統合DBに取込むことで、継続してデータ連携を行うこととする。

令和8年1月以降については、再度検討する。

図表 20-住記・税を先行して移行し、その後、その他を移行するパターン



(3) システム等標準化対応の方針案

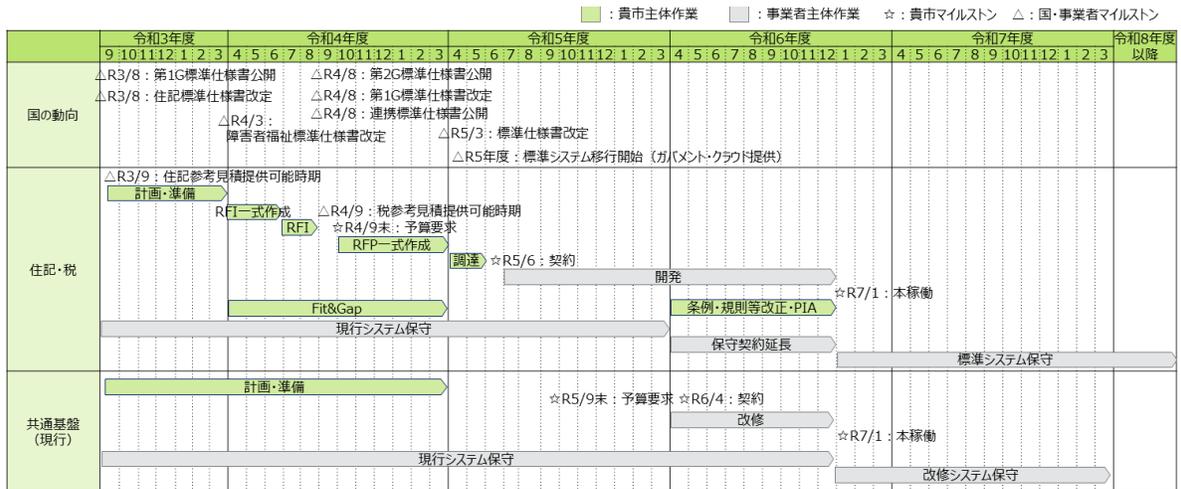
これまでの調査結果及び分析・整理の結果を踏まえて、システム等標準化対応のモデルスケジュールを策定する。モデルスケジュールは図表 21 に示すように 4 分類に大別する。

図表 21-モデルスケジュールの分類

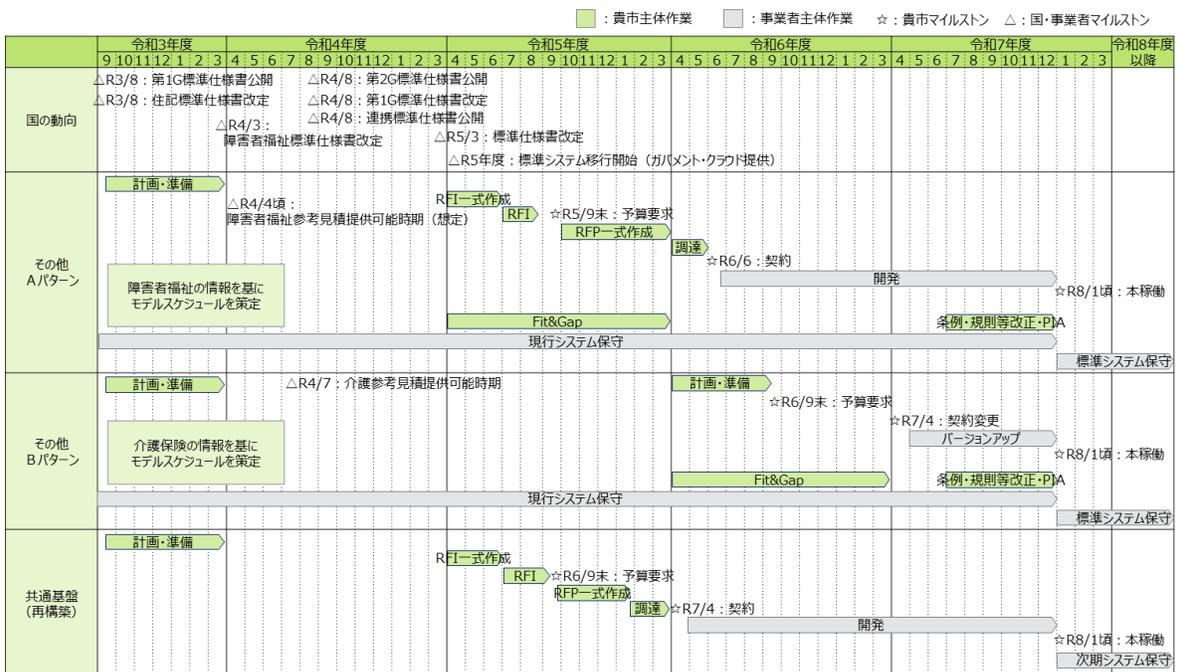
対象システム	パターン	稼働時期（移行時期）
住民記録（印鑑登録を含む）、税4業務	Aパターン	令和7年1月
その他の業務（再構築）	Aパターン	令和8年1月頃
その他の業務（バージョンアップ）	Bパターン	令和8年1月頃
共通基盤（再構築）	-	令和8年1月頃

以上を踏まえて、システム等標準化対応のモデルスケジュールを図表 22～図表 23 に示す。その他の業務としては、代表的な再構築（Aパターン）の業務として障害者福祉、代表的なバージョンアップ（Bパターン）の業務として介護保険の情報を基にモデルスケジュールを策定している。

図表 22-住民記録、税4業務、共通基盤（現行の改修）のモデルスケジュール



図表 23-その他の業務（Aパターン、Bパターン）、共通基盤（再構築）のモデルスケジュール



(4) 全体移行スケジュールについて

国の示すデータ要件・連携要件に則したデータ連携に関して、「令和8年1月1日」を基準として一括切替とする。連携に係るテストについて、住記・税システムから出力する連携データを「令和7年5月31日」までに準備する。その他の標準化対象システムは連携データを「令和7年9月30日」までに準備することとする。

図表 24-全体移行スケジュール



※1 データ連携1：住記・税システム⇄各システムのデータ連携テストが実施可能となる時期（令和7年6月1日）
 ※2 データ連携2：全てのシステム間のデータ連携テストが可能となる時期（令和7年10月1日）

(5) データ要件・連携要件に則したデータ連携について

令和7年1月に税・住記システムが標準準拠システムとしてリフト後、令和7年1月から令和7年12月までの期間はデータ連携上の過渡期とし、税・住記システムからのデータ連携は、既存共通基盤を介し、既存 INF を用いたデータ連携を想定している。国が示すデータ要件・連携要件に則したデータ連携を、令和8年1月に開始する想定である。

なお、本市における連携データは、データ要件・連携要件の標準仕様の各論 令和5年（2023年）3月30日に則して実施することとする。

令和8年1月時点でデータ要件・連携要件に則したデータ連携を実現できないシステムは移行困難システムへの申請も含めて検討する必要がある。

図表 25 のとおり、令和7年6月に住記・税システムから標準準拠システムへのデータ連携テスト、令和7年10月にその他全ての標準準拠システム間のデータ連携テスト開始を見込んでいる。令和7年度にデータ連携に係るテストが発生するので、標準準拠システム所管室課での予算計上を見込む必要がある。

なお、データ要件・連携要件に定める行政標準文字(MJ+)の連携については、令和8年1月時点で「行政事務標準文字（MJ+）」及び「JIS X 0213 2012」による連携に対応できるようにシステム変更を行う必要がある。連携開始時期、対応内容については別途通知する。

図表 25 データ要件・連携要件に係る対応予定

時期	内容	備考
令和7年1月	住記・税システム リフト及びシフト	この時点では既存共通基盤の統合 DB を介したデータ連携を実施
令和7年6月	住記・税システムから連携対象システムへのテスト実施可能	
令和7年10月	連携対象システムから住記・税システムへのテスト実施可能	
令和8年1月	データ要件・連携要件に則したデータ連携開始	データ連携開始時のデータ要件・連携要件の版数は、令和5年（2023年）3月30日公開分とする

これまで共通基盤を介してデータ連携していたシステムの多くが標準化に際し、データ要件、連携要件に定める要件にて業務システム間で直接連携を行うことが想定される。

また、連携要件については、以下の点は留意しておく必要がある。

- 標準仕様として定義されたフォーマット以外での連携はできず独自に項目を追加したり、連携方法をカスタマイズしたりすることは許可されていないこと
- 標準連携の中には、実装が「必須」のものと「任意」のものがあり、任意のものについては調達仕様として明記がない限りは、実装されていない可能性が高いこと。

この点を踏まえて、特に実装任意の連携については、連携元（出し側）と連携先（受け側）の各システム所管にて十分な調整を行うこと。

- 連携プログラム
連携プログラムの構築は連携先が責任を負うこととする。連携元は協力すること。
- 連携テスト
連携プログラムの構築の責任が連携先にあるので、連携先が連携テスト実施（テスト計画の策定を含む）の責任を負う。

ただし、標準化完了までの暫定対応として、住記・税の標準準拠システムへのシフトから令和8年1月までは、共通基盤を経由したデータ連携となるので、デジタル政策室にて連携に係る責任を負う。所管課室はデジタル政策室の方針に従い対応すること。

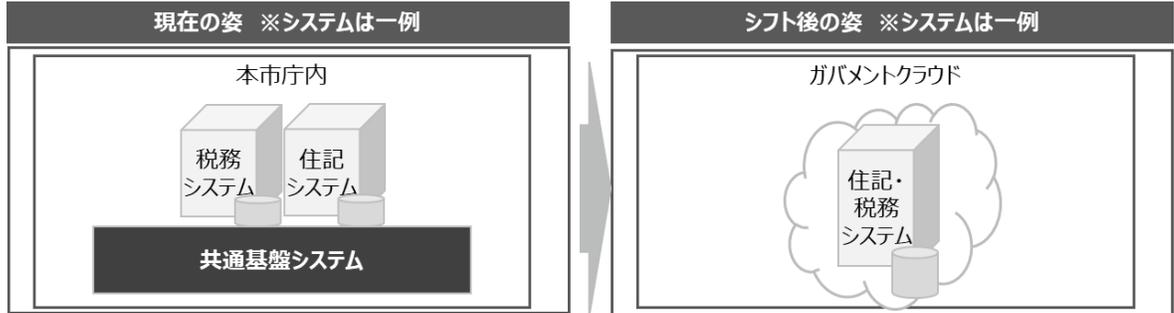
標準準拠仕様に基づく連携テストについては、連携テストの実施時期の調整、課題管理等をデジタル政策室にて責任を負う。それ以外は上記に示した通り、連携先が一義的な責任を負い、対応する。

(6) システム統合に関する考え方

各業務システムの調達については、原則、各業務システム単位での導入を基本とするが、複数の標準準拠システムを1システムとして構築、運用可能な場合、各業務システムの所管室課、デジタル政策室と協議のもと1システムとして構築することを妨げない。その際は、以下の観点を参考に検討を行うこととする。

- コストメリット
 - サーバ、ミドルウェア等を共用することにより、各業務システム単位に構築する際と比較し、コスト削減を図ることができる。
- 可用性
 - システム統合した場合においても、各業務システム単位に構築する際と比較し、可用性が低下しないと判断できる。
 - 各業務システムの所管室課が、障害時の影響範囲を理解したうえで、業務継続できる体制を一体的に準備できる。
- 運用保守性
 - システム更改時のシステム分離
 - ◇ システム統合後に、いずれかのシステムを更改する場合、システムの分離が容易である。
 - ◇ メンテナンス等によりシステム停止が発生する場合、影響範囲を明確にし、各業務システムの所管室課間の連絡体制や協力体制を確立することができる。

図表 26-複数システムを1システムとして構築した場合



(7) ダウンリカバリ環境に関する考え方

ダウンリカバリとは情報システムが停電、自然災害などの予測できない状況が原因となって予期せずダウンしたときに、迅速に復旧するための設備や手順、ポリシーのことをさす。

ダウンリカバリ環境については、障害発生時の影響範囲、BCP、コストの観点等から必要となる規模が異なるため、構築場所、構築内容については業務システム毎に検討することとする。検討の際は、以下の観点を参考に検討を行うこととする。

また、基本的な考え方については、「ガバメントクラウド手続き概要」をはじめとした各種ドキュメントに詳述されているので、そちらを参考としたうえで、必ず何らかの形で整備を行うこと。

- 障害発生時の影響範囲
 - システム停止に伴う市民サービスへの影響、事業継続計画における業務復旧までの時間等を考慮し、システム復旧までに適切な時間でシステムを復旧することが可能か。
- コスト
 - 障害発生時の影響範囲を理解し、過剰なコストをかけての環境構築となっていないか。

(8) ガバメントクラウドへの構築及び関連費用に関する予算措置について

ガバメントクラウドに関する費用について、ガバメントクラウド接続費は、令和7年度まではデジタル政策室にて予算計上する。令和8年度以降の予算計上については、ガバクラ接続サービスの利用可否も含め、国から出される方針に基づき決定する。

ガバメントクラウド通信料は、令和7年度まではデジタル政策室にて予算計上する。令和8年度以降の予算計上については、国から出される方針に基づき決定する。

ガバメントクラウド利用料は、令和7年度まではデジタル政策室にて予算計上する。令和8年度以降の予算計上については検討のうえ、別途通知する。ガバメントクラウド利用料を試算する

際は、AWS Pricing Calculator のように、各 CSP が用意する料金試算ツールを利用した積算を行うこと。

(9) 債権管理について

「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」内で「統合収納管理機能」、「統合滞納管理機能」の仕様が示された。標準仕様に則した債権管理システムを導入することで各業務システムとの連携を効率的に図り、庁内の滞納管理を一つの債権管理システムに集約し、債権管理業務の合理化、適正化を目指す。

(10) 住登外者宛名番号管理機能及び住登外者の DV 管理について

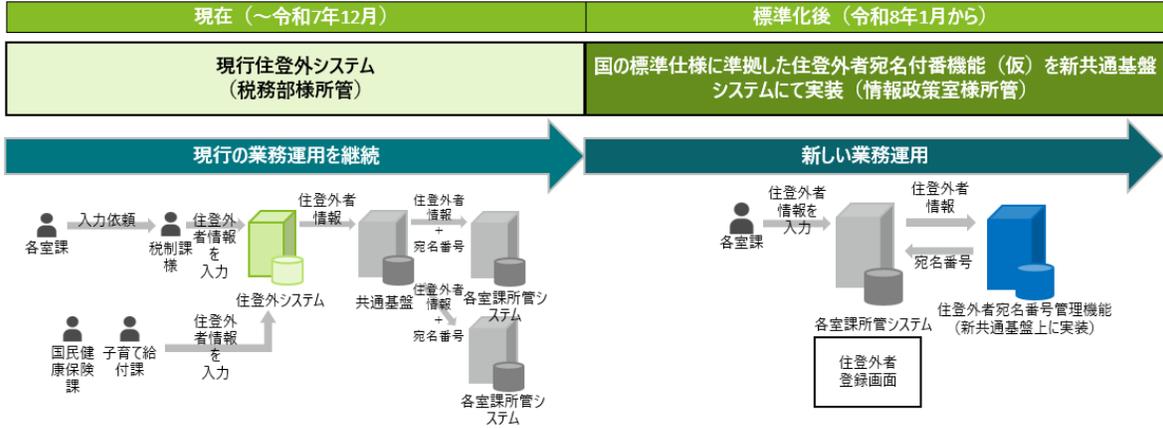
住記システムの標準化に伴い、現行の住登外システムでの運用は令和 7 年 12 月までとなる。令和 8 年 1 月より「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」にて示されている「住登外者宛名番号管理機能」を次期共通基盤上に構築し運用を切替えることを想定している。

住登外者の DV 情報については、現行の住登外システムにて管理しているが、次期共通基盤上に構築する住登外者宛名番号管理機能は、住登外者の DV 情報を管理する機能を有していない。住登外者の DV 情報を統一的に管理することも含め、今後の運用を関係各課（子育て給付課、すこやか親子室、保育幼稚園室、成人保健課、地域保健課）と協議する。

機能	標準化前	標準化後
住登外者登録・修正画面	○	×（各システムの画面で入力）
住登外者宛名番号管理機能	○	○（住登外者宛名番号管理機能を新共通基盤に実装。各システムから連携）
DV 管理機能	○	—（統一的な管理も含め検討）

図表 27-住登外情報の管理方法

★現行住登外システムの廃止（令和7年12月）



図表 28-住登外宛名管理調査票

(別添)調査票

住民基本台帳に登録されている住民以外の宛名情報(住登外者)を管理しているシステムの調査について(照会)

No	室課	システム名	システムの概要	住登外宛名情報の取扱いの有無	住登外宛名を管理する目的	住登外宛名システムとの情報連携の有無(統合DB経由を含む)	連携した住登外宛名情報の利用目的	住登外宛名情報を全庁統合的に管理するシステムの必要性
1	資産税課	登記異動システム	法務局より受領した不動産登記情報を管理し、税務システムに連携するための整備を行うシステム	有	税務システムへ連携する際に、不動産の所有者の情報として、税務システムより抽出される宛名情報(この中に住登外者も含む)と紐づけを行うため。	無		
2	資産税課	固定資産評価支援システム	固定資産税業務に活用する地図情報を取扱うGIS	有	地番図及び家屋図の属性情報に各納税義務者の宛名情報を利用しているため。	無		
3	子育て給付課	R-STAGE	児童手当・児童扶養手当の受給者情報や医療費助成制度の資格情報を管理するシステム	有	・施設入所児童や里子など、情報連携の必要がない児童の情報を管理するため ・不足書類の提出を待っている市外別居児童の情報を登録するため ・海外居住の被保険者情報を登録するため	有	・DV避難により住民票が無い状態で本市に居住している手当受給者や医療費助成利用者の情報を管理するため ・市外に居住している配偶者や児童の情報を情報連携にて確認するため	必要(住登外システムのように住登外情報を全庁的に管理するシステムが必要)
4	子育て給付課	Web-Rings	母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付申請情報、交付情報及び償還情報を管理するシステム	無		有	・市外に居住している借主、連帯借主及び連帯保証人に対し、通知の発送や償還活動を行う必要があるため。	必要(住登外システムのように住登外情報を全庁的に管理するシステムが必要)
5	家庭児童相談室	家庭児童相談システム	要保護児童対策地域協議会関係の情報を管理する。	有	児童虐待等の相談歴のある児童の転出等により、住登外となった際の情報を管理するため。	無		
6	保育幼稚園	吹田市子ども・子育て支援システム	子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給、地域子ども・子育て支援事業の実施に関する業務システム	有	市外からの転入予定者や未出生児、住民票を移動できないDV避難者などの申請管理を行うため。	有	住民票を移動できないDV避難者の申請管理を行うため。	必要(住登外システムのように住登外情報を全庁的に管理するシステムが必要)
7	学務課	学事・援助金システム	学齢簿の管理と就学援助金の管理を行う	有	住民登録によらない居住実態により、学齢簿を作成したり、援助金の支出を行うことがあるため	無		
8	放課後子ども育成室	留守家庭児童育成室入室・入退室・保育料収納管理システム	留守家庭児童育成室の入室申請者の管理及び入室者の保育料の収納管理を行う。現在、住基連携を利用して、申請者登録を行っているが、R5年度に税情報との連携開始を予定している。	有に移行予定	留守家庭児童育成室の利用者には住登外の方も含まれ、その保育料の管理のために必要	有	申請者登録の際の事務の効率化及び保育料の管理のため	不要(他システムとデータ連携して自システムに必要な住登外情報を取得し自システムで管理)
9	成人保健課	健康情報管理システム	吹田市民の検(健)診や予防接種等の健康情報の記録・管理等	有	各種検(健)診結果等の記録・管理のため	有	住登外者の各種検(健)診の受診結果の記録・管理、および記録を用いた委託料の計算等	必要(住登外システムのように住登外情報を全庁的に管理するシステムが必要)

(11) 統合運用業務について

共通基盤上からガバメントクラウドに移行することに伴い、現状、統合運用業務にて行っているシステムの稼働監視等はガバメントクラウドのマネージドサービスにて実施することが考えられる。ガバメントクラウドへの移行に伴って、現状の統合運用業務と各標準準拠システムで担う運用業務の役割分担を検討していく。

6. システム等標準化に向けた作業内容

(1) システム等標準化に向けた作業項目

システム等標準化に向けて全市の進捗を管理するため、管理上の作業項目を設ける。国が公開した手順書にも作業項目が示されているが、全市の管理単位としては粒度が細かいなどの理由のため、別途本市における管理上の作業項目を設けた。この管理上の作業項目をもとに、全市的な進捗管理を行う。各所管室課で作業項目を定義する際には、図表 29 に示す本市における管理上の作業項目を大項目とする。なお、図表 29 に本市における管理上の作業項目と国の手順書に示された作業項目の関連を以下に示す。

図表 29-本市における管理上の作業項目と国の手順書の作業項目の関係性

本市における管理上の作業項目	手順書の作業項目
計画・準備	推進体制の立ち上げ
	現行システムの概要調査
	移行計画作成
Fit & Gap	標準仕様との比較分析
RFI 一式作成	ベンダに対する情報提供依頼 (RFI) 資料の作成
RFI	RFI の実施
	RFI 結果分析及び移行計画詳細化
予算要求	予算要求
RFP 一式作成	ベンダへ提供依頼 (RFP)
調達	ベンダ選定・決定
契約	契約・詳細スケジュール確定
開発	システム移行時の設定
	データ移行
	テスト・研修
	次期システムに合わせた既存環境の設定変更
条例・規則等改定・PIA	特定個人情報保護評価 (PIA)
	条例・規則等改正

なお、国の手順書の作業項目「データ移行」について、当該作業に含まれる文字同定に係る一部作業（データクレンジング・文字同定作業）は、早期に実施可能な作業として定義されている。

本市では、共通基盤上に構築された業務システムで利用する文字は吹田市明朝に統一しており、業務システム毎に文字同定作業を実施する必要はなく、代表となる業務で文字同定作業を行うものとする。具体的には、住登者の宛名情報となる住民記録システムを所管し、また、外字作成の運用を担っている市民課で文字同定作業を行うものとする。各業務システムは市民課で作成した文字同定基準及び文字同定された宛名情報を受領することにより文字同定作業は不要となる。

(2) 業務プロセス見直しに向けた考え方

「2. 本市におけるシステム等標準化の位置づけ」で示した通りシステム等標準化を、国の標準仕様に合わせることをのみを目的とするのではなく、本市の業務を抜本的に変え、来るべき将来を見据えた行政運営の実現を目指している。各所管室課にて「計画・準備」及び「Fit & Gap」を中心に具体策を検討することになるが、その前提として先端技術の活用、手続のオンライン化・キャッシュレスの推進、ツール類の活用及び事務委託についての考え方を方針として示す。

なお、全市一貫的な考え方については、本市、企画財政室が平成31年(2019年)4月に策定した「業務プロセス改善に関する基本的な考え方」を参照すること。

(ア) 先端技術の活用

AI・RPAを代表とする先端技術が業務を自動化し、事務の効率化に貢献することは本市の取組でも実証されており、システム等標準化を契機に全市に拡大する。国においても、「図表01-自治体情報システム標準化の目的」にも示したとおり、先端技術の導入を促進することを、システム等標準化の目的の一つとしている。

各所管室課で導入を検討していくにあたっては、これまでの本市における取組を参考に進めていくことが有効である。「7.システム等標準化に向けた実施体制」について後述するが、システム等標準化対象室課会議において、本市における先端技術導入に向けた取組（導入事例・方法及び課題等）も随時共有を行い、全市的な取組に広げていく。

なお、先端技術を調達するにあたっては、デジタル政策室にて全市で活用できるようAI-OCR及びRPAについて一括で調達するため、それらの活用を考慮に入れること。ただし、RPAについては、システムの画面との依存関係が高いため、業務システムごとに導入することも検討する。

(イ) 手続のオンライン化・キャッシュレスの推進

システム等標準化を進めるにあたっては、手続のオンライン化及びキャッシュレスの拡大を検討すること。第4期情報化推進計画の中間見直しにあたって、手続のオンライン化及びキャッシュレスの推進が強く求められている。これらの施策は、市民サービスの向上に直結する内容であり、本市が自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)を積

極的に推進していることを対外的に示す重要な指標になるものと考え、システム等標準化を契機に全市的に推進する。

(ウ) ツール類の活用

F i t & G a p を各所管室課にて実施していく際に、大きな課題となるのが G a p への対応となる。標準仕様書に示された内容と本市で実施している内容が異なった場合、まずは、標準仕様書に本市業務を合わせることを検討する必要がある。しかしながら、以上の検討結果として、標準仕様書に合わせるよりも本市の方法を残す、もしくは別の方法で業務を進めることが市民・行政にとってメリットが大きい場合は、標準システム外での対応を検討することが必要である。その際、表計算ソフトやデータベースソフトといったツール類の活用が有効といえる。

介護保険システムの再構築にあたっては、ノンカスタマイズを前提とした再構築を行った。しかしながら、パッケージシステムに合わせることで業務の効率化を実現できない、これまでのサービスレベルが低下すると判断した場合は、カスタマイズを行うのではなく、ツール類を活用し、機能を外部に拡張することでノンカスタマイズ導入と業務効率化を両立することができた。システム等標準化を推進するにあたっては、ノンカスタマイズでパッケージシステムを導入することになり、以上のような介護保険システムの考え方を全市で展開できるものと考えている。なお、ツール類の導入にあたっては、当該業務の属人化を避けるために、職員が開発・保守するのではなく、標準システムの開発・保守業者に委託し、ツール類を含め標準システムと一体として開発・保守を進めることとする。

(エ) 事務委託

本市では、システム等標準化を契機に、事務委託の可否を含めた検討を各システム所管室課において進める。近隣他市でも実施する事例が増えてきており、本市においても、介護保険業務について令和 3 年度から本格的に導入している。国においても「経済財政運営と改革の基本方針¹」や「公共サービス改革法²」など事務委託を推進する環境を整えてき

¹ 経済財政運営と改革の基本方針 平成 13 年（2001 年）から自民党政権下で政府が毎年発表する、経済財政に関する基本方針の通称（民主党政権下の平成 22～24 年は中断）。例えば、平成 29 年（2017 年）には、「地方公共団体の実情に応じ、公共サービスの広域化・共同化の取組を着実に推進する。「業務改革モデルプロジェクト」などの取組を通じ、窓口業務の民間委託の全国展開を進める。」との記載がある。

² 公共サービス改革法 国の行政機関等又は地方公共団体が自ら実施する公共サービスに関し、その実施を民間が担うことができるものは民間にゆだねる観点から、これを見直し、民間事業者の創意と工夫が反映されることが期待される一体の業務を選定して官民競争入札又は民間競争入札に付することにより、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図る改革（競争の導入による公共サービスの改革）を実施するため、その基本理念、公共サービス改革基本方針の策定、官民

ている。また、「女性活躍推進法³」や「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（施行令和2年（2020年）4月1日）⁴」により、働き方を見直していく必要性が生じている。事務委託を検討する際には、これらの方針や法令を十分に考慮にいれて、委託の範囲、本市の人員体制を検討していくとともに、将来の事務委託とシステムのあり方を同時に検討し、お互いに矛盾の無いように構築を行っていく必要がある。

このような状況を背景に、さらなる市民サービスの向上を目的として事務委託を検討していくことになるが、その際、業務継続性や情報セキュリティを考慮にいれながら、市直営では思いつかない民間の創意工夫や効率的な考え方、また、専門業者の洗練された成果物を取り入れて、本市職員の人的資源を新しい課題や必要な業務に適切に配置し、有効活用することが求められる。

競争入札及び民間競争入札の手続、落札した民間事業者が公共サービスを実施するために必要な措置、官民競争入札等監理委員会の設置その他の必要な事項を定める。

³ 女性活躍推進法 自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要。このため、以下を基本原則として、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図る。

(1)女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること

(2)職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること

(3)家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること

(4)女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと

⁴ 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（施行令和2年（2020年）4月1日） 地方公共団体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、地方公務員の臨時・非常勤職員（一般職・特別職・臨時的任用の3類型）について、特別職の任用及び臨時的任用の適正を確保し、並びに一般職の会計年度任用職員の任用等に関する制度の明確化を図るとともに、会計年度任用職員に対する給付について規定を整備する。

(3) 各システムの対応について

標準準拠システムについて、5.(4)全体移行スケジュールに記載したスケジュールでの切替を想定している。想定しているスケジュールでの切替を実施するにあたり、今後の対応内容について、以下3分類にわけて記載する。

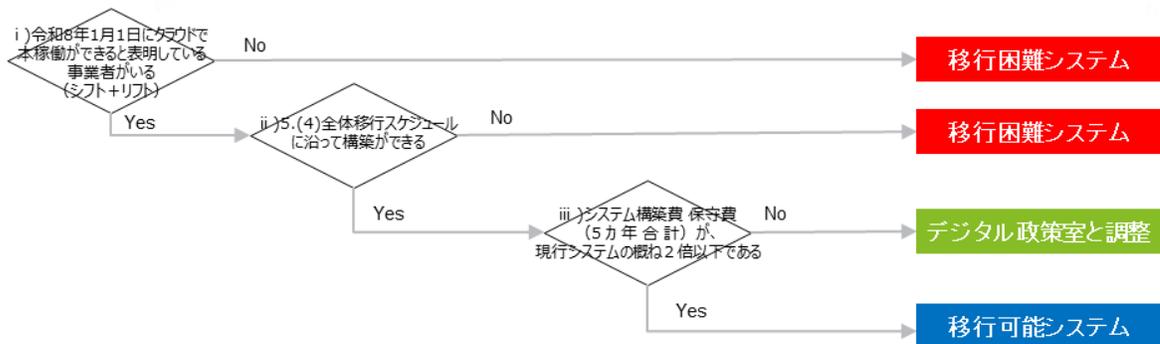
① 標準化対象システム

以下フローチャートに基づき、「移行可能システム」、「移行困難システム(※)」に仕分けする。フローチャートにて移行困難システムと判断された場合は、デジタル政策室と調整を行い、各所管室課で移行困難システムとして取り扱う意思決定を行うこと。各所管室課での意思決定を受け、デジタル政策室から国へ移行困難システムの申請を行う。なお、国への申請に必要な疎明資料等については適宜、各所管室課からの提出を求めるものとする。

※移行困難システム

期限(令和8年3月末)までに標準化対応できない旨、自治体が申請を行い、総務省が承認したシステム。移行完了までに相対的に時間を要する場合や、現行システム事業者が撤退し代替事業者が見つからない場合など、移行の難易度が極めて高いと考えられるシステムが該当する。

図表 30- 20 業務に係る移行困難システムの判断基準(フローチャート)



i) 他システムとの連携等の考慮は不要。(当該システムを構築予定の事業者側の都合だけを判断基準とする。また、事業者の存在についてはRFI等をもって確認する。)

ii) 以下の要件を全て満たすこと。

(ア) 住記・税システムから受取るデータ連携について、令和7年6月1日にテストを開始し、令和7年12月31日までにテストを完了できる。

(イ) (ア)以外のデータ連携について、令和7年10月1日にテストを開始し、令和7年12月31日までにテストを完了できる。

(ウ) 令和8年1月1日を基準に本稼働ができる。

② 標準化対象外システム

令和 8 年 1 月 1 日を基準として次期共通基盤システム上にシステムを移行する。基本的には移行後も共通基盤（統合 DB）を介したデータ連携となるが、各システムの個別事情により標準連携（統合 DB を介さないシステム間の直接連携）を希望する場合は、デジタル政策室と十分調整のうえで、実施すること。国の示すデータ要件・連携要件に則したデータ連携に対応できないシステムは、次期共通基盤システム上の統合データベースを介し、既存のデータ連携を維持する。

移行費用はデジタル政策室にて予算化、移行に伴う付随費用は各所管で予算化を想定している。

③ バッチシステム

現行の要件を確認のうえ、令和 8 年 1 月 1 日を基準として次期共通基盤システム上にシステムを再構築する。構築に係る費用はデジタル政策室にて予算化、所管室課を主担当とし、デジタル政策室で支援を行い、再構築する。

(4) デジタル基盤改革支援補助金

補助金申請はシステム構築事業者との契約前に行う必要がある。国の審査に時間を要するため、年度当初にデジタル政策室へ連絡し、契約予定時期の 3 か月前までにデジタル政策室に再度連絡すること。年度当初の 4 月に契約予定の案件は、前年度の予算確定時期にはデジタル政策室と協議を開始すること。なお、他システムの契約の兼ね合いにより、申請時期を庁内で統一する必要がある。

(5) 特定個人情報保護評価（PIA）

システムの更新・再構築に当たり、PIA の再実施が必要となる。住民からの意見聴取が必要となるため、再実施が必要な範囲、方法等を市民総務室に確認のうえ、着手する必要がある。

7. システム等標準化に向けた実施体制

(1) 実施体制案

令和7年度までに標準化対象事務の20業務を標準準拠システムに移行するために、全庁的な実施体制の構築が重要となる。実施体制の構築に当たり、以下2点について検討を行った。

- 業務ごとの作業工数の推計
- 全体の実施体制

本市では、介護保険再構築プロジェクトにおいて、職員の再構築プロジェクトにおける作業時間の実績と、総作業時間の実績及び総作業時間に対する再構築プロジェクトの作業率を集計している。この実績を基に、システム等標準化に係る作業工数を推計する。また、介護保険再構築プロジェクトにおける、システム仕様検討、調達、システム開発の各工程は、システム等標準化における、計画立案フェーズ、システム選定フェーズ、移行フェーズの各工程にそれぞれ相当するものと考えられる。

図表 31-介護保険再構築プロジェクトにおける職員の作業時間実績

	平成30年度									令和元年度									令和2年度										
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
工程	システム仕様検討									調達									システム開発										
PJ作業時間 [時間]	88	134	155	104	134	118	119	159	202	112	118	57	95	95	137	241	293	165	94	124	74	123	83	80	77	117	250	202	251
PJ作業率	6%	9%	10%	7%	9%	8%	8%	10%	13%	7%	8%	4%	6%	6%	9%	16%	19%	11%	6%	8%	5%	8%	5%	5%	5%	8%	23%	19%	23%
総作業時間 [時間]	1467	1489	1550	1486	1489	1475	1488	1590	1554	1600	1475	1425	1583	1583	1522	1506	1542	1500	1567	1550	1480	1538	1660	1600	1540	1463	1087	1063	1091

図表 32-介護保険におけるシステム等標準化に係る作業工数の推計

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	13月	14月	15月	16月	17月	18月	19月	20月	21月	22月	23月	24月	25月	26月	27月	28月	29月
工程	計画立案フェーズ								システム選定フェーズ					移行フェーズ															

PJ 作業時間 [時間]	1,011	584	2,406
1人あたり工数 [人月]	0.8	0.7	0.9
	標準システムの移行までに1月あたり約1人月必要となる想定		
全体工数 [人月]	6.3	3.7	15.0
	標準システムの移行までに約25人月必要となる想定		
工程	計画立案フェーズ	システム選定フェーズ	移行フェーズ

※工数は1人月=160時間として算出

以上のように、システム等標準化に係る作業工数は、毎月1人月程度の工数を要すると見込まれる。尚、1人の担当者がシステム等標準化の作業に関与するのではなく、主担当・副担当を含め複数人での実施体制の構築が望まれる。参考情報として、介護保険システム再構築プロジェクトにおける実施体制の例を図表33に示す。介護保険再構築プロジェクトに係わる職員の作業時間の割合は約9%であるため、システム等標準化に係る作業時間の割合も約9~10%程度になる見込みである。

図表 33- (参考) 介護保険再構築プロジェクトにおける実施体制の例

プロジェクトに参画した職員の数	約5~7名 (主担当・副担当1名ずつを含む)
総作業時間に対する再構築プロジェクトの作業時間の割合	1人あたり約9%

介護保険における作業工数の推計を基に、業務ごとの作業工数を推計する。推計の方法は、介護保険の標準仕様書の機能数と、業務ごとの標準仕様書の機能数の比率で作業工数を推計する。また、移行方式を再構築(Aパターン)ではなく、バージョンアップ(Bパターン)で対応する場合は、システム等標準化に係る作業工数は低くなると想定されるため、再構築(Aパターン)の場合と比較して50%の工数とした。また、業務ごとの推計結果を図表34に示す。尚、標準仕様書ないし機能要件の検討資料等が公開されていない業務については、作業工数の推計の対象外とした。推計した作業工数を基に、各所管室課において実施体制の構築を検討するものとする。

図表 34-業務ごとの作業工数の推計

業務名	機能数 (中項目単位)	機能数の介護保険比	工数(1月あたり)
住民記録	49	89%	0.9人月

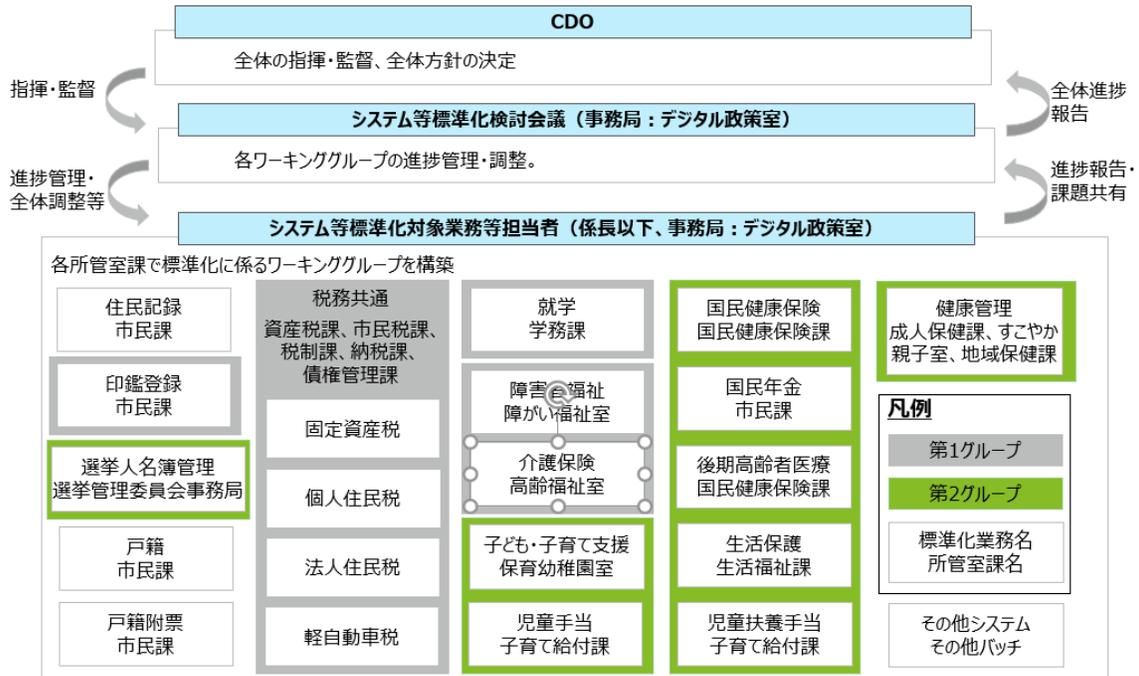
印鑑登録	35	64%	0.7 人月
戸籍	62	113%	1.2 人月
戸籍附票	-	-	-
個人住民税	27	49%	0.5 人月
法人住民税	14	25%	0.3 人月
固定資産税	21	38%	0.4 人月
軽自動車税	19	35%	0.4 人月
税共通・収納・滞納	47	85%	0.9 人月
就学	56	102%	1.1 人月
障害者福祉	61	111%	1.2 人月
介護保険	55	100%	0.5 人月 (※)
子ども・子育て支援	57	104%	1.1 人月
児童手当	34	62%	0.7 人月
選挙人管理	-	-	-
国民健康保険	-	-	-
国民年金	-	-	-
後期高齢者医療	-	-	-
生活保護	-	-	-
健康管理	-	-	-
児童扶養手当	-	-	-

※介護保険はバージョンアップ（Bパターン）であるため、再構築（Aパターン）と比較して50%の作業工数と推計した

システム等標準化対応の実施体制は、単独の所管室課のみで構築するのではなく、全庁横断的な構築が重要となる。各所管室課においては前述の作業工数を基にワーキンググループを構築することが望ましい。各ワーキンググループの内容は、システム所管室課長に報告される。

また、システム所管室課で構成するシステム等標準化検討会議で、各ワーキンググループの進捗の報告や、全体方針の決定を行う。以上の内容から考えられる実施体制の案を図表 35 に示す。

図表 35-システム等標準化に向けた実施体制案



(2) 人材育成

システム等標準化を進めることで、全市的にデジタル人材の育成を行う。デジタル人材は、教育のみで育成されるものではなく、現場での経験を積み重ねることが重要である。本市では、システム等標準化が全市的に「現場」を生み出す好機と捉え、研修等のサポートを組み合わせることで、デジタル人材を生み出していく。各所管室課では、本市のデジタル人材として活躍が期待できる職員をシステム等標準化の取組に参加させるように計画的な配慮をする。

システム等標準化は、これまで経験したことのない作業の連続である。従って、システム等標準化についての本市の目的を十分に理解し、目的を実現するために作業を自分で組み立てることが求められる。そのためには、まず目的理解の場として予算査定など本市の意思決定の場に立ち会い、本市の考えを理解することが必要である。そのうえで、研修などにより作業の組み立て及び実施のサポートが必要になる。サポートについて、関連事業者（コンサルティング事業者・開発事業者など）が担うよう、当該事業者の役務には、研修や都度の作業説明を求めるとともに、Q & A窓口の

設置を求めることが考えられる。以上のように、良質な現場と十分なサポートを提供することで、人材育成を進めていくこととする。

8. 今後の共通基盤システムの在り方

標準化対象事務の 20 業務は、標準準拠システムへの移行時にガバメントクラウドへリフトされる。これに伴い、本市共通基盤システムを利用する業務システムが減少していくことが見込まれる。さらに、令和 8 年度以降、基幹系の物理サーバを本市庁内に配置しないことも検討している。このような背景により、今後の共通基盤システムの在り方について、システム等標準化と合わせて方針を策定する必要がある。方針の検討にあたって、まず、現状の整理を行い、次に各システムのクラウド化に向けた動向を調査した。さらに、共通基盤システムとガバメントクラウドとの連携について検討を行い、今後の共通基盤システムの在り方について方針を策定する必要がある。

図表 36-共通基盤システムの在り方についての方針策定に向けた作業項目

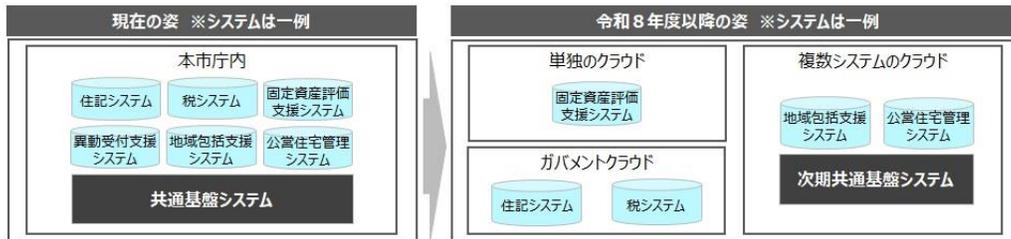
作業項目	概要
現状整理と各システムの動向調査	現行の共通基盤システムの機能及び共通基盤上のシステムを整理し、各業務システムのクラウド化に向けた動向について調査する
ガバメントクラウドとの連携	共通基盤システムとガバメントクラウドにリフトされた業務システムとのデータ連携について分析する

(1) 現状整理と各システムの動向調査

現状整理として、共通基盤上に構築された業務システムの整理及び各業務システムが利用する共通基盤の機能の調査を行った。各システムの動向調査として、各業務システムにおけるクラウド化に向けた方針について調査した。これらの結果により、今後、再構築する共通基盤（以下、「次期共通基盤」という。）上に構築する業務システムと次期共通基盤システムとして必要な機能を特定した。

クラウド化の方針の調査結果が「ガバメントクラウドへリフト」及び「自システム単独のクラウドへ移行」の業務システムは次期共通基盤上にはシステムを構築しない。上記以外のクラウド化の方針となる複数の業務システムにおいて、次期共通基盤上にシステムの構築を行い、次期共通基盤システムの各種機能を利用する。

図表 37-現在と令和 8 年度以降の共通基盤システムの構成イメージ



図表 38-次期共通基盤上に構築する予定の業務システム一覧

業務システム	パッケージ名	保守事業者	クラウド化の方針
家屋評価システム	HOUSAS	NTT-AT エムタック	その他 ※具体的には未定
登記異動システム	課税職人 Expert9	ダイショウ	
固定資産評価支援システム	固定資産評価支援システム	朝日航洋	
家庭児童相談システム	△ R-STAGE	両備システムズ	
住居表示システム	吹田市住居表示台帳システム	アジア航測	未定
地域包括支援システム	地域包括支援センター運営支援システム	ブレインサービス	
重度障がい者医療システム	重度障がい者医療システム	京信システム	
生活衛生システム	生活総合管理システム	静岡情報処理センター	
公営住宅管理システム	Power Assistant 公営住宅	日本事務器	
留守番家庭児童育成課保険料管理システム	学童クラブ育成料徴収システム	青梅商工会議所	
学務システム	学齢簿・就学援助システム	日本ビジネスデータプロセッシングセンター	

図表 39-次期共通基盤上は構築しない業務システム一覧

業務システム	パッケージ名	保守事業者	クラウド化の方針
税務システム	MICJET 税務情報	富士通 Japan	ガバメントクラウド ドヘリフト
住記システム	MICJET 住民記録	富士通 Japan	
国民年金システム	INSIDE	アイシーエス	
戸籍システム	ADWORLD 戸籍総合システム	日立製作所	
子ども医療ひとり親医療助成システム	R-STAGE	両備システムズ	
児童手当・児童扶養手当システム	R-STAGE	両備システムズ	

子ども子育て支援システム	MICJETMISALIO 子育てソリューション	富士通 Japan	
介護保険システム	ADWORLD 介護保険システム	日立製作所	
障がい福祉システム	Webrings	アイネス	
母子父子寡婦福祉資金貸付システム	Webrings	アイネス	
生活保護管理システム	ふれあい 生活保護システム	北日本コンピュータサービス	
国保システム	ADWORLD 国民健康保険資格システム	日立システムズ	
後期高齢医療システム	ライフパートナー/K	日立システムズ	
医療費助成・結核管理システム	健康かるて V7	両備システムズ	
健康情報管理システム	健康かるて V7	両備システムズ	
選挙システム	MICJET 住民記録	富士通 Japan	
期日前投票システム	Probono 期日前投票システム	行政システム	
レセプト管理システム	生活保護版レセプト情報管理システム	法研	
指定事業者管理システム	介護保険指定機関等管理システム／障害者総合支援法指定事業者管理システム	ニッセイ情報テクノロジー	

図表 39 に示す次期共通基盤上に構築する予定の業務システムにおいて、現行の共通基盤システムで利用している機能が次期共通基盤システムにおいても実装すべきか検討する必要がある機能である。

EUC・帳票作成機能を利用する業務システムは原則として、業務システム側に機能を寄せることを優先して検討をする。

また、標準準拠システムにおいて共通的に必要とする機能について、「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」により共通機能の標準的な仕様を定めている。この共通機能には、①申請管理機能、②庁内データ連携機能、③住登外者宛名番号管理機能、④中間サーバ連携機能、⑤EUC 機能、⑥統合収納管理機能・統合滞納管理機能の 6 つが規定されている。

図表 40-次期共通基盤システムへの実装を検討すべき機能一覧

機能	実装すべき理由	
認証・ポータル	次期共通基盤上に構築する業務システムの内、複数の業務システムで該当の機能を利用しているため、次期共通基盤システムにおいても必要となる。	
システム間連携・変換		
統合 DB (※)・共通データ管理		
統合運用管理 (※)		
外字管理		
共通印刷		
ファイル共有		
HW 統合 (※)		
クライアント管理		
セキュリティ管理		※必要最小限の実装
申請管理機能		
庁内データ連携機能		
住登外者宛名番号管理機能		
中間サーバ連携機能・団体内統合宛名機能		
EUC 機能・その他バッチ		

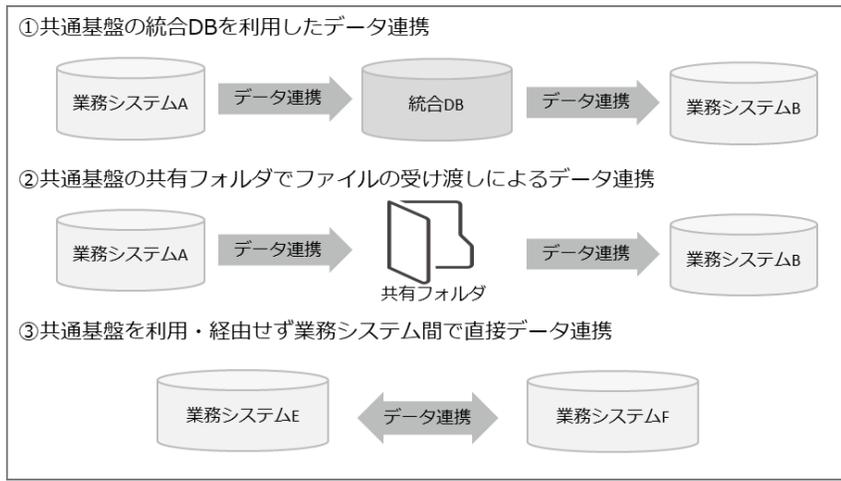
図表 41-原則として業務システム側に移行すべき機能

機能	検討が必要な理由
EUC・帳票作成	次期共通基盤上に構築する業務システムの内、該当の機能を利用する業務システムは留守番家庭児童育成課保険料管理システムの1システムのみである。原則としては、業務システム側に移行すべきであるが、コストや実施可否について業務システム側の事業者との協議が必要となる。

(2) 標準化後のデータ連携

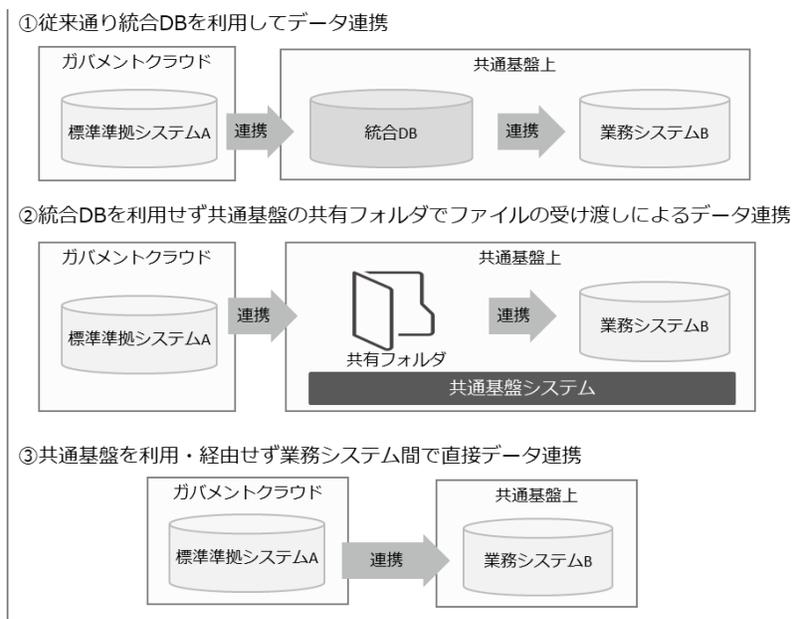
現在の業務システム間のデータ連携は、共通基盤の統合 DB を用いたデータ連携、共通基盤の共有フォルダを用いたファイル連携、共通基盤を利用しない直接連携の3つに分けられる。標準化後のデータ連携として、次期共通基盤システムのデータ連携の検討が必要となる。

図表 42-現在の業務システム間のデータ連携



標準準拠システムのデータ連携について、標準準拠システムへ移行した業務システムはデータ要件・連携要件の標準仕様にしたがったデータ連携となるため、標準化の対象外となる業務システムとのデータ連携は、従来とは異なる仕様となることが課題となる。現在、統合DBを利用したデータ連携の場合の対応方法としては、①従来通り統合DBを利用した連携、②統合DBを利用せず共通基盤共有フォルダを利用した連携、③共通基盤を利用せず業務システム間での直接データ連携のいずれかを選択する必要がある。

図表 43-標準準拠システムと現行の共通基盤システムのデータ連携



それぞれのパターンにおける改修の内容は図表 44 のとおりである。

図表 44-ガバメントクラウドとの連携に向けた現行の共通基盤システムの改修内容

	標準準拠システム A	共通基盤	業務システム B
パターン①	標準準拠システムのためカスタマイズ不可	標準仕様の連携データを統合 DB に取込む改修	改修不要
パターン②	標準準拠システムのためカスタマイズ不可	ファイル受け渡し用の共有フォルダを作成	標準仕様の連携データを自システムで変換して取込む改修
パターン③	標準準拠システムのためカスタマイズ不可	利用しないようにする	標準仕様の連携データを自システムで変換して取込む改修

3つのパターンの内、パターン①は共通基盤の改修が必要となり、業務システムの改修は不要である。共通基盤は既存の統合 DB ヘデータを取込む機能の改修のみとなるため、品質面での安全性は高い。パターン②は共通基盤と業務システムの両方の改修が必要となる。共通基盤ではファイル受け渡し用の共有フォルダの作成、業務システムではレイアウト変換の改修といずれも既存機能の改修であるが、影響するシステム数が多くなるため品質面での安全性は低い。パターン③は共通基盤の改修が不要であるが、業務システムにレイアウト変換の改修が必要となる。標準化に伴い、標準化の対象外業務のパッケージシステムがデータ要件・連携要件の標準への対応を検討している場合に選択し得る。なお、現在はシステム間連携・変換機能を用いた連携についても、統合 DB を用いた連携と同様の考え方となる。

なお、パターン①を選定する場合、統合 DB は既存のデータベースをそのまま移行するのではなく、必要最小限のデータベースのみを次期共通基盤へ移行する。次期共通基盤において、既存のデータベースから削除可能と考えられる一覧を図表 45 に示す。例えば、介護保険料賦課情報は標準化の対象外の業務システムには利用されておらず、20 業務でのみ利用するデータである。標準準拠システムへ移行した 20 業務は、データ要件・連携要件の標準仕様にしたがってデータ連携を行うため、次期共通基盤の統合 DB には介護保険料賦課情報のデータベースは移行しない方針とする。

なお、標準化の対象外業務のパッケージシステムがデータ要件・連携要件の標準への対応を検討している場合、上記のパターン③の業務システム間で直接データ連携を選択することも考えられる。このパターンを選択することで統合 DB に保持するデータは更に少なくなる可能性がある。そのため、標準化の対象外業務システムの現行保守ベンダに対して、パッケージシステムとしての標準化への対応方針を調査した。調査結果を図表 47 に示す。今後は、標準化への対応を検討していない業務システムや、現在は対応が未定となっている業務システムの対応方針を検討する必要がある。

現状、共通基盤を介さずデータ連携を行っているシステム群に関しては、各所管室課にて調整のうえ、標準化後のデータ連携方法を検討する必要がある。

図表 45-次期共通基盤に移行しないデータベース一覧

業務	データベース	移行しない理由
障害者福祉	給付サービスの受給者情報	該当のデータベースの情報を取得している業務システムが無い
介護保険	介護保険料賦課情報	該当のデータベースの情報を取得している業務システムは全てガバメントクラウドへリフトされる
ひとり親医療	ひとり親医療情報	該当のデータベースの情報を取得している業務システムが無い
児童扶養手当	児童扶養手当情報	該当のデータベースの情報を取得している業務システムが無い

図表 46- (参考) 次期共通基盤に移行するデータベース一覧

業務	データベース	移行が必要な理由
住民基本台帳	住基情報	ガバメントクラウドにリフトしない業務システムにおいて、現行の統合 DB からデータ連携を行っている
	DV 情報	
個人住民税	個人住民税情報	
	対象者情報	
国民健康保険	国民健康保険情報	
	退職資格情報	
国民年金	国民年金情報	
障害者福祉	障害者福祉情報	
後期高齢者医療	後期高齢者被保険者情報	
介護保険	介護保険資格情報	
児童手当	児童手当情報	
生活保護	生活保護情報	
乳幼児医療	乳幼児医療情報	
住登外管理	住登外情報	
	法人宛名情報	
	DV 情報 (住登外)	
	利用課フラグ情報	
	法人利用課フラグ情報	
	関連宛名情報	

共通データ	金融機関情報	共通基盤でデータ管理を行い、ガバメントクラウドヘリフトするシステムに対してデータ連携を行っている
	全国町字情報	
	市内住所情報	
	全国市町村情報	
	所属情報	
	職員情報	
	医療機関情報	
	学校区情報	

図表 47-標準化対象外のシステムの標準化への対応方針

業務システム (システム名称)	現行システム 保守事業者	API 連携、ファイル 連携への対応	データ項目への対応	文字要件への対応
固定資産評価支援システム	朝日航洋	ファイル連携のみ対応予定	対応を前提に検討中	対応可否を検討中
家屋評価システム (HOUSAS)	NTT-AT エムタック	標準仕様の確定後に 対応予定	標準仕様の確定後に 対応予定	標準仕様の確定後に 対応予定
登記異動システム (課税職人 Expert9)	ダイショウ	ファイル連携のみ対応予定	税システム事業者と 検討中	税システム事業者と 検討中
異動受付支援システム (吹田市市民課窓口受付システム)	富士フィルムシステムサービス	稼働停止のため、対応不要	稼働停止のため、対応不要	稼働停止のため、対応不要
子ども医療・ひとり親医療助成システム (R-STAGE)	両備システムズ	令和 7 年度までに対応可能	令和 7 年度までに対応可能	令和 7 年度までに対応可能
母子父子寡婦福祉資金貸付システム (Webrings)	アイネス	令和 4 年度の改版後に対応方針決定予定	令和 7 年度までに対応可能	令和 7 年度までに対応可能
家庭児童相談システム (ふれあい 家庭児童相談システム)	北日本コンピュータサービス	対応不可	対応不可	対応不可
地域包括支援システム (地域包括支援センター運営支援システム)	ブレインサービス	対応可能 (時期未定)	対応可能 (時期未定)	対応可能 (時期未定)
重度障がい者医療システム	京信システム	システム再構築時 (R7.10) 対応予定	システム再構築時 (R7.10) 対応予定	システム再構築時 (R7.10) 対応予定
中国残留邦人システム (中国残留邦人支援給付金システム)	北日本コンピュータサービス	対応不可	対応不可	対応不可
生活衛生システム (生活総合管理システム)	静岡情報処理センター	標準仕様の確定後に有償対応可	標準仕様の確定後に有償対応可	標準仕様の確定後に有償対応可
医療費助成・結核管理システム (健康かるて V7)	両備システムズ	令和 7 年度までに対応可能	令和 7 年度までに対応可能	令和 7 年度までに対応可能

公営住宅管理システム (Power Assistant 公営住宅)	日本事務器	未検討 (仕様がかわる場合は有償対応)	未検討 (仕様がかわる場合は有償対応)	未検討 (仕様がかわる場合は有償対応)
期日前投票システム (Probono 期日前投票システム)	行政システム	再構築時 (R7.1) までの対応を想定	再構築時 (R7.1) までの対応を想定	再構築時 (R7.1) までの対応を想定
留守番家庭児童育成課保険料管理システム (学童クラブ育成料徴収システム)	青梅商工会議所	令和 7 年度までに対応可能 (ファイル連携のみ)	令和 7 年度までに対応可能	標準仕様に沿って対応予定
吹田市災害時要援護者避難支援システム	アジア航測	未検討 (標準仕様の確定後に検討)	未検討 (標準仕様の確定後に検討)	未検討 (標準仕様の確定後に検討)

(3) 標準化後の共通基盤

令和7年12月に現行の共通基盤の保守期限が満了となることから、次期共通基盤を構築し、図表48のとおり、令和7年度に段階的に各機能をリリースすることを想定している。

現行共通基盤の既存機能（SSO、共通印刷機能等）は、令和7年12月まで利用可能である。データ連携についても令和7年12月まで既存共通基盤に対して既存インターフェイスにて連携する必要がある。

「5.(4)データ要件・連携要件に則したデータ連携」に記載のとおり、令和7年6月からの住記・税システムから連携対象システムへのテスト、連携対象システムから住記・税システムへのテスト開始とすることを想定している。新共通基盤上に構築予定のオブジェクトストレージ、認証認可サーバを用いたテストを予定する。

現行の共通基盤の機能（SSO等）を利用しているシステムは、令和7年度に次期共通基盤への切替に伴うシステム改修の予算計上を見込む必要がある。

図表48 新共通基盤の機能リリース予定

No.	機能	令和5年度	令和6年度	令和7年度		令和8年度	備考
				6月	1月		
1	認証・ポータル機能		現行			ガバメントクラウド	
2	システム間連携・変換機能		現行				「15 庁内データ連携機能」を利用
3	統合データベース・共通データ管理機能		現行			ガバメントクラウド	
4	統合運用管理機能		現行			ガバメントクラウド	標準準拠システムはマネージドサービスで自ら管理
5	外字管理機能		現行				廃止(行政標準文字へ移行)
6	共通印刷機能		現行			データセンター	
7	EUC・帳票作成機能		現行				各標準準拠システムのEUC機能で代替
8	ファイル共有機能		現行			データセンター	
9	統合ハードウェア		現行			ガバメントクラウド or データセンター	
10	クライアント管理		現行			データセンター	
11	セキュリティ管理機能		現行			ガバメントクラウド and データセンター	
12	中間サーバー連携機能		現行				「17 団体内統合宛名機能」を利用
13	その他バッチ		現行			ガバメントクラウド	検討中
14	申請管理機能		現行			ガバメントクラウド	
15	庁内データ連携機能					ガバメントクラウド	
16	住登外者宛名番号管理機能		現行			ガバメントクラウド	
17	団体内統合宛名機能					ガバメントクラウド	
18	EUC機能					ガバメントクラウド	
19	統合収納管理機能、統合滞納管理機能					ガバメントクラウド	

9. その他検討事項

(1) 今後の検討事項

ここまでの本市における標準化・共通化への検討において、現時点では把握できない内容や、さらなる検討が必要となる課題が存在することが分かっている。今後、調査や分析・整理していくべき課題等の一覧を図表 49 に示す。なお、課題等は、全体方針に関するもののみを本方針で検討するものとし、各所管室課において管理すべき事項は、体制構築後、速やかに移管するものとする。

図表 49-今後、調査や分析・整理していくべき課題

項目	内容	所管・担当
ガバメントクラウドとの回線	庁舎とガバメントクラウド間の回線を調達する必要がある。パッケージの稼働するガバメントクラウドは、業務毎に異なることが想定される。そのうえで、以下の点に係る検討が必要である。 ・方式 神戸市などでの先行事業の検証結果に基づき判断する ・所管 デジタル政策室で良いか また、国の補助動向を注視し、要件が示された場合、そこに合わせる必要がある。	デジタル政策室
先端技術・ツール等の利用環境	本方針で示した通り業務を変えるためには、先端技術やツールの活用が欠かせないが、それらをどのようなシステム環境（ガバメントクラウド上で動作させるのか、庁内にサーバ等を入れる必要があるのかなど）で動作させるべきか検討する必要がある。	デジタル政策室
DV 情報の管理方法の検討	共通機能の住登外管理機能は、既存の住登外管理システム上で管理していた DV 情報を管理できない。住登外者の DV 情報を管理する別システムを検討する必要がある。	デジタル政策室
ガバメントクラウド接続費、通信料、利用料	以下の年度まではデジタル政策室にて予算計上するが、以降については国から示される方針に基づいて予算計上部署を検討する必要がある。	デジタル政策室

	ガバメントクラウド接続費 令和6年度 ガバメントクラウド通信料、利用料 令和7年度	
責任分界点の明示	ガバメントクラウド接続費等、デジタル政策室と各室課の責任分界点について明示する	デジタル政策室

(2) ガバメントクラウド以外のクラウド利用の検討

ガバメントクラウドの利用料が非常に高額となる試算が出ている。ガバメントクラウド以外のクラウド利用も視野に入れて、構築環境を検討する必要がある。

	システム名	月額想定単価 (約)	5年総額
1	共通基盤	¥3,400,000	¥204,000,000
2	住民記録・税務	¥7,700,000	¥462,000,000
3	選挙人名簿管理	¥400,000	¥24,000,000
4	健康管理	¥300,000	¥18,000,000
5	障害者福祉	¥3,000,000	¥180,000,000
6	子ども・子育て支援	¥7,400,000	¥444,000,000
7	国民健康保険、後期高齢支援	¥6,100,000	¥366,000,000
8	債権管理システム	¥1,900,000	¥114,000,000
9	戸籍情報、戸籍附票	¥5,400,000	¥324,000,000
10	児童手当、児童扶養手当	¥7,400,000	¥444,000,000
11	介護保険	¥1,600,000	¥96,000,000
12	学齢簿編製等・就学援助	¥400,000	¥24,000,000
13	国民年金	¥400,000	¥24,000,000
14	生活保護	¥500,000	¥30,000,000
	計	¥45,900,000	¥2,754,000,000

以上